

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱

令和元年7月9日
大磯町告示第86号

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱（平成24年大磯町告示第77号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、有害鳥獣被害防除対策を講ずるものに対し、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助事業は、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図ることを目的として実施する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 既に同一箇所において補助金の交付を受けており、当該交付決定の日から5年が経過していないとき。

(2) 補助金の交付申請と同一年度に有害鳥獣防除用資材の購入及び設置が完了しないとき。

3 補助事業者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の申請時点において、個人にあっては大磯町内に住所を有していること。また、法人にあっては大磯町内に所在地を有していること。

(2) 補助金の申請農地を所有している又は、次のいずれかの法に沿った方法で農地を借り入れていること。

ア 農地法

イ 農業経営基盤強化促進法

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律

(3) 前号の農地を使用していること。

(4) 町税を滞納していないこと。

(5) 生活費の確保を目的とした国及び神奈川県以外の事業による給付を受けていないこと。

(6) 大磯町暴力団員排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号に該当する団体若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められないこと。

（補助金の使途）

第3条 補助金の使途は、次に掲げる有害鳥獣防除用資材の購入費とする。

(1) 電気柵

(2) ネット類

(3) 金網・鉄線類

(4) トタン

(5) その他町長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において次に掲げるとおりとする。

区分	補助額	限度額
認定農業者	有害鳥獣防除用資材の購入に要した費用の2分の1以内	設置一箇所につき50,000円 (ただし、設置の対象が広域(1ヘクタール以上又は総延長400メートル以上)となる一団の土地の場合にあっては、150,000円とする)
その他	有害鳥獣防除用資材の購入に要した費用の3分の1以内	設置一箇所につき30,000円 (ただし、設置の対象が広域(1ヘクタール以上又は総延長400メートル以上)となる一団の土地の場合にあっては、90,000円とする)

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の交付申請は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 農地の所有権や利用権が分かる書類
- (2) 有害鳥獣防除用資材を設置する農地の地番を記載した位置図
- (3) 有害鳥獣防除用資材を設置する農地の写真
- (4) 購入する資材の見積書又はそれに相当するもの
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業等の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町農作物鳥獣被害対策補助金変更承認申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町農作物鳥獣被害対策補助金変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに大磯町農作物鳥獣被害対策補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町農

作物鳥獣被害対策補助金中止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者
に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金実績報告
書（第7号様式）により、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該
年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 購入した有害鳥獣防除用資材の領収書の写し又はそれに相当するもの
- (2) 有害鳥獣防除用資材設置後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町農作物
鳥獣被害対策補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 規則第11条の交付の請求は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付請求書（第9
号様式）によるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に
定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔法人等にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。〕

年度において、事業を実施したいので、次のとおり大磯町農作物鳥獣被害対策補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付資料

- (1) 農地の所有権や利用権が分かる書類
- (2) 有害鳥獣防除用資材を設置する農地の地番を記載した位置図
- (3) 有害鳥獣防除用資材を設置する農地の写真
- (4) 購入予定資材の見積書又はそれに相当するもの
- (5) その他町長が必要と認める書類（ ）

第2号様式（第6条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

印

年 月 日付けで申請のあった大磯町農作物鳥獣被害対策補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付条件 この補助金は、大磯町補助金等交付規則及び大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付要綱に規定する事項を条件として交付する。

交付しない

交付しない理由

第3号様式（第7条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金変更承認申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名 ⑨

電話番号

〔法人等にあつては、その名称・代表者氏名及び
主たる事務所の所在地を記入してください。〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた大磯町農作物鳥獣被害
対策補助金に係る補助事業を次のとおり変更したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更承認の対象（具体的に記述すること。）

変更後	変更前

2 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

印

年 月 日付けで申請のあった大磯町農作物鳥獣被害対策補助金に係る補助事業の変更の承認について、次のとおり決定したので通知します。

承認する

(1) 既交付決定額 円

(2) 変更承認の対象 変更承認の対象は、大磯町農作物鳥獣被害対策補助金変更承認申請書の記載のとおりとする。

(3) 変更後交付決定額 円

承認しない

承認しない理由

第5号様式（第7条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金中止承認申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔法人等にあつては、その名称・代表者氏名及び
主たる事務所の所在地を記入してください。〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた大磯町農作物鳥獣被害
対策補助金に係る補助事業を次のとおり中止したいので、承認を受けたく申請します。

中止の理由（具体的に記載すること。）

第6号様式（第7条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金中止承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

印

年 月 日付けで申請のあった大磯町農作物鳥獣被害対策補助金に係る補助事業の中止の承認について、次のとおり決定したので通知します。

承認する

承認しない

承認しない理由

第7号様式（第8条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金実績報告書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

〔法人等にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。〕

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた大磯町農作物鳥獣被害対策補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 購入した有害鳥獣防除用資材の領収書の写し又はそれに相当するもの
- (2) 有害鳥獣防除用資材設置後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類（ ）

第8号様式（第9条関係）

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長 印

年 月 日付けで報告のあった大磯町農作物鳥獣被害対策補助金に係る補助事業の実績に基づき、次のとおり大磯町農作物鳥獣被害対策補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円

大磯町農作物鳥獣被害対策補助金交付請求書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人等にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。〕

年 月 日付け 第 号で確定のあつた大磯町農作物鳥獣被害対策補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 円

2 補助金振込先

金融機関名	預（貯）金種目
信用金庫	1 普通
銀 行 店	2 当座
農 協 所	3 その他（ ）
口座番号	口座名義
	ふりがな
	【口座名義は、通帳等を確認して正確に記載してください。】